

別表第28

美術館観覧料、特別観覧料および使用料

1 観覧料

(1) 常設展示

区分		金額
個人	大学の学生またはこれに準ずる者	円 1人1回につき 340
	その他の者	同 570
団体 (20人以上)	大学の学生またはこれに準ずる者	同 280
	その他の者	同 460

(2) 企画展示 知事はその都度別に定める額

注

- 1 65歳以上の者（県内に居住する者に限る。）、障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。以下同じ。）、障害者の観覧のために介護を行う者（以下「介護者」という。）、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者および18歳未満の者が常設展示を観覧する場合は、これらの者については、無料とする。
- 2 県内の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校もしくは中等教育学校（以下「幼稚園等」という。）の幼児、児童もしくは生徒もしくはこれらに準ずる者または県内の保育所、認定こども園、家庭的保育事業所等もしくは児童福祉法第59条の2第1項の規定による届出があつた施設（以下「保育所等」という。）の乳児もしくは幼児が幼稚園等または保育所等の行事として常設展示を観覧する場合は、これらの者の引率者については、無料とする。
- 3 障害者および介護者が企画展示を観覧する場合は、これらの者については、無料とする。
- 4 県内の幼稚園等の幼児、児童もしくは生徒もしくはこれらに準ずる者または県内の保育所等の乳児もしくは幼児が幼稚園等または保育所等の行事として企画展示を観覧する場合は、これらの者およびその引率者については、無料とする。

2 年間観覧料

区分		金額
常設展および企画展	小学校、中学校、中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者	1人1年につき 1,250 円
	高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）もしくは大学の生徒もしくは学生またはこれらに準ずる者	同 1,650
	その他の者	同 2,500

3 特別観覧料

区分		単位	金額
熟覧		1点1日につき	1,520円
模写		同	3,050
模造		同	3,050
撮影	モノクローム	1点1回につき	3,050
	カラー	同	6,110
原板使用	モノクローム	原板1枚1回につき	1,520
	カラー	同	3,050

注

- 1 原則として、美術品1個を1点とする。ただし、屏風は1隻を、卷子本は1巻を、対幅は1幅を、版画集は1冊をそれぞれ1点とする。
- 2 県外居住者については、この表に定める額の5割に相当する額を加算した額とする。

4 使用料

区分	単位	金額	備考
ギャラリー	1日につき	円2分の1	を使用する場合 20,800は10,400円とする。
ミニギャラリー	同	1,300	

注

- 1 使用者が使用に際し、入場料またはこれに類するものを徴収する場合は、その使用料の5割に相当する金額（入場料またはこれに類するものが1,000円以下の場合にあつては、3割に相当する金額）を加算して徴収する。
- 2 県外居住者については、この表に定める額の5割に相当する額を加算した額とする。